

# 物流DX等推進事業促進助成金交付要綱

2024年3月11日制定  
公益社団法人 新潟県トラック協会

## (目的)

第1条 トラック運送事業者がトラック運転者の時間外労働の上限規制適用にともなう輸送能力の低下に備えて実施する取組みを支援するために、新潟県が創設した「新潟県運輸業務効率化推進事業費補助金」に、公益社団法人新潟県トラック協会も協調して助成金を交付することで、トラック運送業務の効率化を促進することを目的とする。

## (助成対象事業)

第2条 助成対象とする事業は、「新潟県運輸業務効率化推進事業費補助金」の交付要綱に該当し、新潟県から交付の決定を受けた事業とする。

## (助成対象)

第3条 助成の対象者は県ト協の会員事業者であって、新潟県内の事業所において令和6年4月1日以降に事業が完了する、本交付要綱第2条に該当する事業のうち、公益社団法人新潟県トラック協会会長が認めたものとする。

## (助成金の交付)

第4条 県ト協は、会員が第2条に定める事業に要する費用を負担した場合、予算の範囲において、実施費用の50パーセント、または10万円を上限に助成する。  
(1,000円未満の端数切り捨て)  
なお、消費税は実施費用に含まないものとする。

## (助成金の請求)

第5条 会員は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月10日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日までに「物流DX等推進事業促進助成金申請書（助成金交付請求書）（第1号様式）」を協会に提出し、助成金を請求するものとする。

2. 前項の申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実施に係る請求書および領収証の写し
- (2) 新潟県から交付決定を受けたことが確認できる書類の写し

## (助成金の交付)

第6条 協会は、前条の「物流DX等推進事業促進助成金申請書（助成金交付請求書）」の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、条件に適合すると認められたときは、会員に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し、交付した助成金の返還を命ずることができる。

1. 本要綱に定める事項に違反したとき
2. 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他必要な事項)

第8条 本要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、2024年4月1日より適用する。

様式1

年 月 日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 殿

住 所  
会社名  
代表者

㊟

### 物流DX等推進事業促進助成金事業実績報告書 (助成金交付請求書)

「物流DX推進事業促進助成金交付要綱」第5条に基づき、助成金の交付について、下記のとおり請求します。

記

1. 実施事業：

2. 助成申請額： \_\_\_\_\_ 円

※100,000円、または実施費用の50%のいずれか低い額  
(1,000円未満の端数切り捨て)

3. 添付書類：

- ・新潟県から交付決定を受けたことが確認できる書類 (写)
- ・請求書 (写) 明細の記載のあるもの
- ・領収書 (写) ※領収書に明細の記載があれば、請求書は不要

4. 振込先銀行口座

- ・銀行名： 銀行・信用金庫・信用組合
- ・支店名： 本店・支店
- ・預金種別： 普通・当座
- ・口座番号：

フリガナ  
・口座名義：

5. 申請担当者

- ・氏名： \_\_\_\_\_
- ・電話番号： \_\_\_\_\_
- ・FAX番号： \_\_\_\_\_